

京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱

昭和49年10月21日市長決定

(趣旨)

第1 この要綱は、本市区域内において施行する土地区画整理事業の施行地区（以下「施行地区」という。）内における町名町界および地番の整理（以下「整理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(整理区域)

第2 整理の対象となる区域は、施行地区内とするものとする。ただし、現地の状況により一部施行地区外におよぶことがある。

(町の形状)

第3 町の形状は、境界が複雑とならず、かつ飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画されたおおむね四角形の一团をもって形成するものとする。

(町の大きさ)

第4 町の大きさは、用途地域および町の性格、並びに通学区域、将来の発展性等を考慮して定めるものとする。この場合において標準となる町の大きさは、別表に掲げるところによるものとする。

(町割りの方式)

第5 町割りの方式は、街区方式によるものとする。

ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方式によることができるものとする。

2 前項中「街区方式」とは、いくつかの街区をもって組織する町割方式であり、町界は道路河川等恒久的施設によるものをいう。

(町の境界)

第6 町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等（以下「公共施設等」という。）恒久的な施設をもって定めるものとする。ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、筆界線等をもって定めることができるものとする。

この場合においては、将来においても町界が不明瞭とならないものを用いるものとする。

(町の境界線)

第7 町の境界線は、公共施設等の側線をもって定めるものとする。

この場合において、町界が東西線の場合は、南側、南北線の場合は東側の各々側線とするものとし、地区界線が公共施設等の北側および西側に設けられているなど現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方法により定めることができるものとする。

(町の名称)

第8 町の名称は、従来の名称を尊重することを基本とし、次の各号に定めるところによるものとする。

1 歴史上由緒ある名称、親しみ深い名称およびわかりやすい名称を用いる。

- 2 市内で同じ名称およびこれに類似したまぎらわしい名称または読みにくい名称は、原則として用いない。
- 3 従来の町を分割する場合においては、従来の名称に東西南北等の字を冠して用いる。
- 4 整理区画内の住民およびその他の関係者から意見要望等を充分聴聞する。

(地番)

第9 地番の設定については、不動産登記法第79条※により管轄登記所が定められることとされているが、地番の整理は、原則として次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 地番区域は1個町を単位とする。
- 2 地番区域毎に起番し、土地1筆毎に地番を付するものとし、原則として支番は用いない。
- 3 地番の起点は、町の西北隅とし、各街区の西北隅より右まわりで設定し、地番が連続するように考慮する。
- 4 公道、河川、公有水路等については、宅地の地番とまぎらわしくないよう3桁の地番に支番を付して用いる。例えば、地番区域の最終地番が120番となっている場合には121番以降を欠番とし、公道を200番、公有水路を300番と定め、各々の地番に支番を付して用いるものとする。

(別表)

地 域 別	面 積	筆 数
商業を主とする地域	25,000	250筆
住居を主とする地域	30,000	200筆
工業を主とする地域	50,000	100筆

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は昭和49年10月21日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱は廃止する。

※ 不動産登記法第79条は、平成16年の法改正により第35条に。